

## 指定介護機関の指定の要件等（平成 26 年 7 月 1 日以降）

### ■次のいずれかに該当する場合は指定しません

- 1 申請者が、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者の場合
- 2 申請者が、生活保護法あるいは次の法令（生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する政令で定める法律）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者の場合

### 生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する政令で定める法律

児童福祉法
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
栄養士法
医師法
歯科医師法
保健師助産師看護師法
歯科衛生士法
医療法
身体障害者福祉法
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
社会福祉法
薬事法
薬剤師法
老人福祉法
理学療法士及び作業療法士法
柔道整復師法
社会福祉士及び介護福祉士法
義肢装具士法
介護保険法
精神保健福祉士法
言語聴覚士法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

- 3 指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき（原則）
- 4 指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定の辞退を申し出た者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者の場合
- 5 上記期間内に指定の辞退の申出があった場合において、申請者が指定取消しの処分に係る通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であった者で当該申出の日から起算して5年を経過しない者である場合
- 6 川崎市長が検査を行った日から聴聞決定予定日までの間に指定の辞退を申し出た者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者の場合
- 7 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者である場合
- 8 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が上記のいずれかに該当する場合

■次のいずれかに該当する場合は、原則指定しません

原則指定しない場合

被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして、重ねて生活保護法第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
介護扶助のための介護を担当させる機関として、著しく不相当と認められるものであるとき。

### 指定介護機関に守っていただくこと等

- ・指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従って、懇切丁寧に生活保護受給者への介護を担当しなければなりません。（生活保護法第50条第1項）
- ・川崎市長は、指定介護機関に対して個別指導を行います。指定介護機関は、その指導に従わなければなりません。（同法第50条第2項）
- ・上記の規定に違反したときは、生活保護法による指定を取り消すことがあります。（同法第51条第2項第3号）
- ・川崎市長は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関若しくは指定介護機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者に対して、報告若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、当該職員に関係者に対して質問させ、実地に検査することができます。（同法第54条第1項）